

2021 再計発第 67 号  
2021 年 5 月 11 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、2021 年 1 月 29 日付け 2020 再計発第 315 号をもって申請しました、再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付1に示すとおり変更する。また、別添「再処理施設保安規定新旧対照表」を、添付2に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

令和2年7月29日付け原規規発第2007292号にて許可された事業変更許可申請書を踏まえた新規制基準への対応のうち、工事等が必要な設備による対応を要しない運用について反映するため、2021年1月29日付け2020再計発第315号をもって申請した再処理事業所再処理施設保安規定変更認可申請書について、記載の適正化を行う。

以 上

## 1. 変更の内容

令和3年3月4日付け原規規発第2103044号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理施設保安規定新旧対照表

## 2. 変更の理由

## (1) 事業変更許可申請書の記載事項の反映

令和2年7月29日付け原規規発第2007292号にて許可された事業変更許可申請書を踏まえ、新規制基準への対応を反映する。新規制基準への対応反映については、2段階の変更を計画しており、今回は、工事等が必要な設備による対応を要しない運用について反映する。

なお、設備対応の目処が立った時点で、設備対応が必要な事項等を反映する第2回以降の変更認可申請を実施する。

## ① 火災発生時の体制の整備の追加

火災が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

## ② 溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備の追加

再処理施設内において溢水が発生した場合及び化学薬品漏えいが発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

## ③ 火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加

巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

## ④ 火山影響等及び降雪発生時の体制の整備の追加

火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。また、併せて積雪の除去に係る手順の整備についても追加する。

⑤ その他自然災害発生時の体制の整備の追加

再処理施設内においてその他自然災害が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

⑥ 誤操作防止措置の実施の追加

操作上の一般事項として、安全機能を有する施設において、誤操作を防止するための措置を講じる旨追加する。

⑦ 再処理施設で扱う使用済燃料の冷却期間に係る要求の追加

使用済燃料の受入れ時、せん断時において考慮する冷却期間を変更する。また、併せて放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理目標値を変更する。

⑧ 安全避難通路等に係る措置の追加

安全避難通路を整備し、避難用及び作業用照明並びに可搬型照明の配備を追加する。

⑨ 通信連絡に係る手順整備の追加

設計基準事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送の異状時の対応に関する手順の整備を追加する。

⑩ 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化

安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴い、当該施設に該当するインターロックを保安上特に管理を必要とする設備として管理するため、記載を適正化する。

⑪ 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料の配備の追加

第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料の配備を追加する。

⑫ 1相開放検知時の措置の追加

再処理施設において外部電源系に1相開放を検知した場合における故障箇所の隔離又は電源切替の実施を追加する。

⑬ 管理区域入口付近等への線量当量率等の表示の追加

管理区域の線量当量率等を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近へ表示することを追加する。

⑭ 従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加

測定した放射性物質濃度及びそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が認識できる場所に表示することを追加する。

(2) その他運用変更に係る変更

① 作業管理に係る計画の運用の適正化

関係職位との協議、核燃料取扱主任者への報告を行う工事の対象を「第5条7.3 適用の対象と判断した工事（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る。）」に変更するとともに、再処理安全委員会で審議する安全上重要な施設等の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業計画の対象を上記と整合させた記載に変更する。

(3) 記載の適正化

上記の変更に伴い、条番号を変更する。また、その他記載の適正化を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(職 務)</p> <p>第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに <u>火災が発生した場合における</u> 消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）<u>のための体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(40)～(47) (略)</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認 <u>及び</u> 事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(49)～(56) (略)</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(58)～(62) (略)</p>	<p>(職 務)</p> <p>第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）<u>を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(40)～(47) (略)</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、<u>事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）</u>における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(49)～(56) (略)</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計 <u>並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(58)～(62) (略)</p>	<p>・設計基準事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備等に係る職務の追加</p>
<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p><u>④ 初期消火活動のための体制に関する計画</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>⑤</u> 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p><u>⑥</u> 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p><u>⑦</u> 保安教育の実施計画</p> <p><u>⑧</u> 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p>	<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p><u>④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）</u></p> <p><u>⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>⑦</u> 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p><u>⑧</u> 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p><u>⑨</u> 保安教育の実施計画</p> <p><u>⑩</u> 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p>	<p>・設計基準事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備等に関する計画について、安全委員会審議対象に追加</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 2 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 (以下、略)</p>	<p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 (以下、略)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 再処理施設の操作 第1節 通 則</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の <u>対応内容</u> に関すること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 再処理施設の操作 第1節 通 則</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p><u>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p><u>(2) 警報作動時の <u>措置</u> に関すること</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 (略)</p> <p><u>9 各職位は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・誤操作防止措置の実施の追加</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第29条の2の2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画(火災防護計画)を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。)</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備(初期消火活動のために必要な別表7の2に示す設備等を含む。)</u></p> <p><u>(4) 再処理施設における可燃物の適切な管理</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第25条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理*及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>*:この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することをいう。</u></p> <p><u>また、「せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設(ウラン精製設備又はプルトニウム精製設</u></p>	<p>・火災発生時の体制の整備の追加</p> <p>・記載の適正化 (「再処理」の定義の移動、表現の適正)</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 3 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>備) 又は脱硝施設 (ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム混合脱硝設備) における再処理」とは、各々の施設 (各々の設備) において使用済燃料からウラン又はプルトニウム (分離施設においてはプルトニウム) を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。</u></p>	<p>化)</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第29条の3 技術課長は、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、溢水及び化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備の追加</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</u></p> <p><u>第29条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</u></p> <p><u>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</u></p> <p><u>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u></p> <p><u>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施</u></p>	<p>・火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 4 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</u></p> <p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u>  <u>第29条の5 技術課長は、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u>  <u>(1) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u>  <u>(2) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u>  <u>(3) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u>  <u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u>  <u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</u>  <u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u>  <u>6 工場長は、火山現象の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・火山影響等発生時の体制の整備の追加</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(その他自然災害発生時の体制の整備)</u>  <u>第29条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他再処理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u>  <u>(1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u>  <u>(2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u>  <u>(3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u>  <u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u>  <u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</u>  <u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u>  <u>6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・その他自然災害発生時の体制の整備の追加</p>
<p><u>(地震・火災等発生時の措置)</u>  <u>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合</u></p>	<p><u>第30条 削除</u></p>	<p>・火災発生時及びその他自然災害発生</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 5 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p><u>は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 別表 7 の 2 に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</u></p> <p><u>(2) 初期消火活動を行う 10 名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</u></p> <p><u>(3) 火災の早期発見のための第 25 条に基づく巡視点検の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表 3 に示す設備等の巡視点検体制</u></p> <p><u>4 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>5 各職位は、第 3 項の計画に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 防災業務課長は、第 3 項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>7 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>8 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</u></p> <p><u>9 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</u></p>		<p>時の体制の整備への変更</p>
<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第 30 条の 3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5 日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項の処置を担当する課長は、別表 7 の 3 に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>4～6 （略）</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第 30 条の 3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5 日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項の処置を担当する課長は、別表 7 の 3 に定める安全上重要な施設等<sup>*</sup>の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>4～6 （略）</p> <p><u>*：この規定において、「安全上重要な施設等」とは、「安全上重要な施設」及び「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」をいう。</u></p>	<p>・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化</p>
<p><u>(安全上重要なインターロック等)</u></p> <p>第 32 条 燃料管理課長は、別表 9 に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>2 統括当直長は、別表 9 に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の <u>安全上重要な</u> インターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p><u>(保安上特に管理を必要とする</u> インターロック等)</p> <p>第 32 条 燃料管理課長は、別表 9 に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>2 統括当直長は、別表 9 に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の <u>保安上特に管理を必要とする</u> インターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 6 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(非常用所内電源系統)</p> <p>第 34 条 統括当直長は、別表 14 に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(非常用所内電源系統)</p> <p>第 34 条 統括当直長は、別表 14 に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><u>2 燃料管理課長及びユーティリティ施設課長は、それぞれ第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料を配備する。</u></p> <p><u>3 統括当直長は、外部電源系統における1相開放故障の発生を判断した場合、以下の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 外部電源系統における1相開放故障を警報により検知した場合、待機側の受電変圧器へ自動で切替わったことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 負荷の異常警報等により1相開放故障を検知した場合、手で待機側の受電変圧器に切替える。</u></p> <p><u>(3) 待機側の受電変圧器に切替わらない場合、手動にて1相開放故障が発生した受電変圧器を切り離し、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を起動させる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料の配備の追加</li> <li>1相開放検知時の措置の追加</li> </ul>
<p>(せん断・溶解を行う使用済燃料)</p> <p>第 40 条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。</p> <p>(1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃縮度、第 67 条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否</p> <p>(2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度</p> <p>2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(1) せん断を行うまでの冷却期間を <u>4</u> 年以上とする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(せん断・溶解を行う使用済燃料)</p> <p>第 40 条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。</p> <p>(1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃縮度、第 67 条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間 <u>(「冷却期間」とは、使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間をいう。)</u>、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否</p> <p>(2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度</p> <p>2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(1) せん断を行うまでの冷却期間を <u>15</u> 年以上とする。</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>再処理施設で扱う使用済燃料の冷却期間に係る要求の追加</li> </ul>
<p>(作業管理)</p> <p>第 76 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第 56 条第 1 項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) <u>再処理施設の改造</u> (設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る)</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事</u> については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 76 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第 56 条第 1 項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) <u>第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事</u> (設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る。)</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設等<sup>等</sup>の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>第 3 項第 2 号に係る作業</u> については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6～9 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業管理に係る計画の運用の適正化 (核燃料取扱主任者への報告等の対象とする工事範囲の変更)</li> <li>安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化</li> <li>作業管理に係る計画の運用の適正化 (第 3 項第 2 号と整合する記載への修正)</li> <li>記載の適正化</li> </ul>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 7 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は <u>添付 1</u> に示すものとする。</p>	<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は <u>添付 2</u> に示すものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2 別表 35 の 2 に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。</p> <p>設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。</p> <p>(1) 安全上重要な施設の機能を損なうおそれがない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2 別表 35 の 2 に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。</p> <p>設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。</p> <p>(1) 安全上重要な施設等の機能を損なうおそれがない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化</p>
<p>(大気への放出)</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(大気への放出)</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加</p>
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p><u>3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</u></p>	<p>・管理区域入口付近等への線量当量率等の表示の追加</p>
<p>(環境監視)</p> <p>第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第 86 条又は第 88 条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第 1 項の測定結果又は第 86 条及び第 88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	<p>(環境監視)</p> <p>第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第 86 条又は第 88 条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第 1 項の測定結果又は第 86 条及び第 88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 8 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<u>(新規追加)</u>	<u>4 環境管理課長は、第1項 別表48の周辺監視区域境界付近の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u>	・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加
<u>(新規追加)</u>	<u>(通信連絡手順の整備)</u> <u>第111条の2 技術課長は、設計基準事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u> <u>*：この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</u>	・通信連絡に係る手順整備の追加
<u>(新規追加)</u>	<u>(安全避難通路等)</u> <u>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</u> <u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u> <u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u>	・安全避難通路等に係る措置の追加
	<u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</u> <u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 9 / 31 )

現 行		変更後		変更理由								
別表2 確保する人員 (第24条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括当直長</th> <th>操作員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>29名以上*<sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員*<sup>2</sup>を除いた人数とする。</td> </tr> </tbody> </table>		統括当直長	操作員	1名	29名以上* <sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員* <sup>2</sup> を除いた人数とする。	別表2 確保する人員 (第24条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括当直長</th> <th>操作員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>29名以上*<sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員*<sup>2</sup>を除いた人数とする。</td> </tr> </tbody> </table>		統括当直長	操作員	1名	29名以上* <sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員* <sup>2</sup> を除いた人数とする。	・誤記修正
統括当直長	操作員											
1名	29名以上* <sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員* <sup>2</sup> を除いた人数とする。											
統括当直長	操作員											
1名	29名以上* <sup>1</sup> ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員* <sup>2</sup> を除いた人数とする。											
*1：統括当直長の指揮下にある操作員であり、本章第3節に定める保安上特に管理を必要とする設備（適用される状態としない場合は除く）の操作について、第24条に基づく確認及び第121条に基づく保安教育を受けた者を含める。 *2：(略)		*1：統括当直長の指揮下にある操作員であり、本章第2節に定める保安上特に管理を必要とする設備（適用される状態としない場合は除く）の操作について、第24条に基づく確認及び第121条に基づく保安教育を受けた者を含める。 *2：(略)										
別表3 巡視点検を行う設備等 (第25条関係) 実施責任者：放射線管理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く） 上記以外の設備等		別表3 巡視点検を行う設備等 (第25条関係) 実施責任者：放射線管理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く） 上記以外の設備等		・誤記修正								
放射線安全課長 統括当直長		放射線安全課長 統括当直長										
設備等	巡視点検項目	設備等	巡視点検項目									
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(5) (略)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(5) (略)									
せん断処理施設及び溶解施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)	せん断処理施設及び溶解施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)									
分離施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)	分離施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)									
精製施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)	精製施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)									
脱硝施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)	脱硝施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)									
酸及び溶媒の回収施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)	酸及び溶媒の回収施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)									
製品貯蔵施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)	製品貯蔵施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)									
計測制御系統施設	(略)	計測制御系統施設	(略)									
放射線管理施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)	放射線管理施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)									
気体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)	気体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(3) (略)									
液体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)	液体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(4) (略)									
固体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(8) (略)	固体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2)～(8) (略)									
電気設備	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)	電気設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)									
冷却水設備	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)	冷却水設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)									
圧縮空気設備	(1) 第3章第3節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)	圧縮空気設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* <sup>1</sup> (2) (略)									
給水処理設備	(略)	給水処理設備	(略)									

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 10 / 31 )

現 行		変更後		変更理由																																								
<table border="1"> <tr> <td>蒸気供給設備</td> <td>(1) 第3章 <a href="#">第3節</a> に定める設備の状態 *<sup>1</sup> (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>分析設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建 物 *<sup>6</sup></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>* 1 : 別表 8 ~ 別表 19 に定める「設備に求められる状態」に係る判断のため、設備の運転状態、計器の指示等を確認する。ただし、同表に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。 * 2 ~ * 6 (略)</p>	蒸気供給設備	(1) 第3章 <a href="#">第3節</a> に定める設備の状態 * <sup>1</sup> (2) (略)	分析設備	(略)	建 物 * <sup>6</sup>	(略)		<table border="1"> <tr> <td>蒸気供給設備</td> <td>(1) 第3章 <a href="#">第2節</a> に定める設備の状態 *<sup>1</sup> (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>分析設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建 物 *<sup>6</sup></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>* 1 : 別表 8 ~ 別表 19 に定める「設備に求められる状態」に係る判断のため、設備の運転状態、計器の指示等を確認する。ただし、同表に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。 * 2 ~ * 6 (略)</p>	蒸気供給設備	(1) 第3章 <a href="#">第2節</a> に定める設備の状態 * <sup>1</sup> (2) (略)	分析設備	(略)	建 物 * <sup>6</sup>	(略)																														
蒸気供給設備	(1) 第3章 <a href="#">第3節</a> に定める設備の状態 * <sup>1</sup> (2) (略)																																											
分析設備	(略)																																											
建 物 * <sup>6</sup>	(略)																																											
蒸気供給設備	(1) 第3章 <a href="#">第2節</a> に定める設備の状態 * <sup>1</sup> (2) (略)																																											
分析設備	(略)																																											
建 物 * <sup>6</sup>	(略)																																											
<p>別表 7 の 2 初期消火活動に係る設備等 (<a href="#">第30条</a>関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数 量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話 *<sup>1</sup></td> <td>1 回線 *<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">防災施設 課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車 *<sup>3</sup></td> <td>1 台 *<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500 リットル以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 制御建屋中央制御室内に設置。 * 2 : 点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。 * 3 : 400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有する。 * 4 : 点検又は故障の場合は、* 3 に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数 量	担当課長	衛星電話 * <sup>1</sup>	1 回線 * <sup>2</sup>	防災施設 課長	化学消防自動車 * <sup>3</sup>	1 台 * <sup>4</sup>	泡消火薬剤	1,500 リットル以上			<p>別表 7 の 2 初期消火活動に係る設備等 (<a href="#">第29条の2の2</a>関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数 量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話 *<sup>1</sup></td> <td>1 回線 *<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">防災施設 課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車 *<sup>3</sup></td> <td>1 台 *<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500 リットル以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 制御建屋中央制御室内に設置。 * 2 : 点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。 * 3 : 400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有する。 * 4 : 点検又は故障の場合は、* 3 に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数 量	担当課長	衛星電話 * <sup>1</sup>	1 回線 * <sup>2</sup>	防災施設 課長	化学消防自動車 * <sup>3</sup>	1 台 * <sup>4</sup>	泡消火薬剤	1,500 リットル以上			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul>																		
設備等	数 量	担当課長																																										
衛星電話 * <sup>1</sup>	1 回線 * <sup>2</sup>	防災施設 課長																																										
化学消防自動車 * <sup>3</sup>	1 台 * <sup>4</sup>																																											
泡消火薬剤	1,500 リットル以上																																											
設備等	数 量	担当課長																																										
衛星電話 * <sup>1</sup>	1 回線 * <sup>2</sup>	防災施設 課長																																										
化学消防自動車 * <sup>3</sup>	1 台 * <sup>4</sup>																																											
泡消火薬剤	1,500 リットル以上																																											
<p>別表 7 の 3 安全上重要な施設及びその安全機能 (<a href="#">第30条</a>の3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類及び安全機能</th> <th>安全上重要な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)</td> <td>上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル</td> </tr> <tr> <td>体系の維持機能 (<a href="#">シヤ</a> <a href="#">ハ</a>機能) *</td> <td>プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管</td> </tr> <tr> <td>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)</td> <td>下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器</td> </tr> <tr> <td>体系の維持機能 (<a href="#">シヤ</a> <a href="#">ハ</a>機能)</td> <td>分離建屋と精製建屋を接続する洞道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類及び安全機能	安全上重要な施設	(略)	(略)	(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等		PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)	上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	体系の維持機能 ( <a href="#">シヤ</a> <a href="#">ハ</a> 機能) *	プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)	下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器	体系の維持機能 ( <a href="#">シヤ</a> <a href="#">ハ</a> 機能)	分離建屋と精製建屋を接続する洞道		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	(略)	(略)		<p>別表 7 の 3 安全上重要な施設等及びその安全機能 (<a href="#">第30条</a>の3関係)</p> <p><a href="#">1. 安全上重要な施設及びその安全機能</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類及び安全機能</th> <th>安全上重要な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)</td> <td>上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル</td> </tr> <tr> <td>体系の維持機能 (<a href="#">遮蔽</a> <a href="#">ハ</a>機能) *</td> <td>プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管</td> </tr> <tr> <td>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)</td> <td>下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器</td> </tr> <tr> <td>体系の維持機能 (<a href="#">遮蔽</a> <a href="#">ハ</a>機能)</td> <td>分離建屋と精製建屋を接続する洞道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類及び安全機能	安全上重要な施設	(略)	(略)	(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等		PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)	上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	体系の維持機能 ( <a href="#">遮蔽</a> <a href="#">ハ</a> 機能) *	プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)	下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器	体系の維持機能 ( <a href="#">遮蔽</a> <a href="#">ハ</a> 機能)	分離建屋と精製建屋を接続する洞道		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	(略)	(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
分類及び安全機能	安全上重要な施設																																											
(略)	(略)																																											
(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等																																												
PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)	上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル																																											
体系の維持機能 ( <a href="#">シヤ</a> <a href="#">ハ</a> 機能) *	プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管																																											
及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)	下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器																																											
体系の維持機能 ( <a href="#">シヤ</a> <a href="#">ハ</a> 機能)	分離建屋と精製建屋を接続する洞道																																											
	精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道																																											
	分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道																																											
(略)	(略)																																											
分類及び安全機能	安全上重要な施設																																											
(略)	(略)																																											
(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等																																												
PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放出経路の維持機能)	上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル																																											
体系の維持機能 ( <a href="#">遮蔽</a> <a href="#">ハ</a> 機能) *	プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管																																											
及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)	下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器																																											
体系の維持機能 ( <a href="#">遮蔽</a> <a href="#">ハ</a> 機能)	分離建屋と精製建屋を接続する洞道																																											
	精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道																																											
	分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道																																											
(略)	(略)																																											

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 11 / 31 )

現 行		変更後		変更理由
<p>(6) 上記(4)のセル等を収納する<b>構造物</b>及びその換気系統</p> <p>(略)</p> <p>PS/体系の維持機能 (<u>しゃへい</u>機能) *</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)</p> <p>* 上記(1)及び(2)のうち核分裂生成物の閉じ込めの観点から不可欠な機能を有する系統及び機器を収納する洞道のみ</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>下記の洞道のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する洞道</p> <p>分離建屋と精製建屋を接続する洞道</p> <p>精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道</p> <p>分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 上記(4)のセル等を収納する<b>構築物</b>及びその換気系統</p> <p>(略)</p> <p>PS/体系の維持機能 (<u>遮蔽</u>機能) *</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)</p> <p>* 上記(1)及び(2)のうち核分裂生成物の閉じ込めの観点から不可欠な機能を有する系統及び機器を収納する洞道のみ</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>下記の洞道のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する洞道</p> <p>分離建屋と精製建屋を接続する洞道</p> <p>精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道</p> <p>分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道</p> <p>(略)</p>	
<p>(9) <u>核, 熱及び化学的</u>制限値を維持するための系統及び機器</p> <p>PS/体系の維持機能 (核的制限値 (寸法) の維持機能)</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</p> <p>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (<u>核, 熱, 化学的</u>制限値等の維持機能)</p>	<p>① 核的制限値</p> <p>形状寸法管理の機器</p> <p>各施設の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器</p> <p>核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る計測制御設備</p> <p>燃焼度計測装置</p> <p>せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備及び動作機器</p> <p>燃料せん断長位置異常によりせん断を停止するインターロック</p> <p>エンドピースせん断位置異常によりせん断を停止するインターロック</p> <p>溶解槽溶解液密度高によりせん断を停止するインターロック</p> <p>第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高警報</p> <p>エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によりせん断を停止するインターロック</p> <p>分離施設に係る計測制御設備及び動作機器</p> <p><u>補助抽出器中性子検出器の計数率高により第2洗浄塔から補助抽出器への洗浄廃液の移送を停止するインターロック</u></p> <p><u>プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック</u></p> <p>プルトニウム洗浄器アルファ線検出器計数率高警報</p> <p>精製施設に係る計測制御設備</p>	<p>(9) <u>熱的, 化学的又は核的</u>制限値を維持するための系統及び機器</p> <p>PS/体系の維持機能 (核的制限値 (寸法) の維持機能)</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</p> <p>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (<u>熱的, 化学的又は核的</u>制限値等の維持機能)</p>	<p>① 核的制限値</p> <p>形状寸法管理の機器</p> <p>各施設の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器</p> <p>核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る計測制御設備</p> <p>燃焼度計測装置</p> <p>せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備及び動作機器</p> <p>燃料せん断長位置異常によりせん断を停止するインターロック</p> <p>エンドピースせん断位置異常によりせん断を停止するインターロック</p> <p>溶解槽溶解液密度高によりせん断を停止するインターロック</p> <p>第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高警報</p> <p>エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によりせん断を停止するインターロック</p> <p>分離施設に係る計測制御設備及び動作機器</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>プルトニウム洗浄器アルファ線検出器計数率高警報</p> <p>精製施設に係る計測制御設備</p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 12 / 31 )

	現 行		変更後	変更理由
	<p>プルトニウム洗浄器アルファ線検出器計数率高警報</p> <p>脱硝施設に係る計測制御設備</p> <p>粉末缶の重量確認により粉末缶払出装置の起動条件信号を発するインターロック</p> <p><u>② 熱的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>分離施設に係る計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>ウラン濃縮缶加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>精製施設に係る計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>酸及び溶媒の回収施設に係る計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>液体廃棄物の廃棄施設に係る計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>③ 化学的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>脱硝施設に係る計測制御設備及び動作機器</u></p> <p><u>還元ガス受槽水素濃度高により還元炉への還元ガスの供給を停止するインターロック</u></p>		<p>プルトニウム洗浄器アルファ線検出器計数率高警報</p> <p>脱硝施設に係る計測制御設備</p> <p>粉末缶の重量確認により粉末缶払出装置の起動条件信号を発するインターロック</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
<p>(10) 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱除去機能)</p> <p>体系の維持機能 (<u>しゃへい</u>機能)</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取出しピット</p> <p>燃料仮置きピット</p> <p>燃料貯蔵プール</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット</p> <p>燃料移送水路</p> <p>燃料送出しピット</p>		<p>(10) 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱除去機能)</p> <p>体系の維持機能 (<u>遮蔽</u>機能)</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取出しピット</p> <p>燃料仮置きピット</p> <p>燃料貯蔵プール</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット</p> <p>燃料移送水路</p> <p>燃料送出しピット</p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 13 / 31 )

現 行		変更後		変更理由
PS/安全上必須なその他の機能 (落下・転倒防止機能)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン バスケット仮置き架台	PS/安全上必須なその他の機能 (落下・転倒防止機能)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン バスケット仮置き架台	
(iii) 高レベル放射性固体廃棄物を保管 廃棄するための施設		(i) 高レベル放射性固体廃棄物を保管 廃棄するための施設		
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)	高レベル廃液ガラス固化建屋の収納管及び通風管 第1 ガラス固化体貯蔵建屋の収納管及び通風管	PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)	高レベル廃液ガラス固化建屋の収納管及び通風管 第1 ガラス固化体貯蔵建屋の収納管及び通風管	
PS/体系の維持機能 ( <u>しゃべり</u> 機能)	高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体除染室の <u>しゃべり</u> 設備 高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体検査室の <u>しゃべり</u> 設備 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の <u>しゃべり</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域の <u>しゃべり</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋の受入れ室の <u>しゃべり</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの <u>しゃべり</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の <u>しゃべり</u> 設備	PS/体系の維持機能 ( <u>遮蔽</u> 機能)	高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体除染室の <u>遮蔽</u> 設備 高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体検査室の <u>遮蔽</u> 設備 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の <u>遮蔽</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域の <u>遮蔽</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋の受入れ室の <u>遮蔽</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの <u>遮蔽</u> 設備 第1 ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の <u>遮蔽</u> 設備	
(iv) <u>安全保護系</u>	計測制御施設	(ii) <u>安全保護回路</u>	計測制御 <u>系統</u> 施設	
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 ( <u>核, 熱, 化学的</u> 制限値等の維持機能)	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 ( <u>熱的, 化学的, 核的</u> 制限値等の維持機能)	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路 <u>逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドランジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロックの信号回路</u> <u>ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</u>	
MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)	可溶性中性子吸収材緊急供給系の信号回路 <u>(追加)</u>	MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路 <u>第2 酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</u> 可溶性中性子吸収材緊急供給系の信号回路* <u>[*せん断停止系含む]</u> <u>流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロックの信号回路</u>	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	<u>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持</u>	<u>還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロックの信号回路</u> <u>プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニ</u>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 14 / 31 )

現 行		変更後		変更理由
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		<p><u>機能</u></p> <p><u>ウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロックの信号回路</u></p> <p><u>高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</u></p> <p><u>焙焼炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロックの信号回路</u></p> <p><u>還元炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロックの信号回路</u></p> <p><u>建屋給気閉止ダンパの信号回路 (分離建屋)</u></p> <p><u>建屋給気閉止ダンパの信号回路 (精製建屋)</u></p> <p><u>固化セル隔離ダンパの信号回路</u></p>	
<p>(13) 排気筒</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能</p> <p>(放出経路の維持機能)</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>主排気筒</p>	<p>(13) 排気筒</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能</p> <p>(放出経路の維持機能)</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>主排気筒</p>	
<p>(14) 制御室等及びその換気空調系統</p> <p>MS/安全上必要なその他の機能</p> <p>(事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能*)</p> <p>(* <u>しゃへい</u>機能は含まず)</p>	<p>計測制御系統施設</p> <p>中央制御室</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備</p>	<p>(14) 制御室等及びその換気系統</p> <p>MS/安全上必要なその他の機能</p> <p>(事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能*)</p> <p>(* <u>遮蔽</u>機能は含まず)</p>	<p>計測制御系統施設</p> <p>中央制御室</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備</p>	
<p>(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統</p> <p>冷却水系統等</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</p> <p>又はMS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (<u>核, 熱, 化学的</u>制限値等の維持機能)</p> <p><u>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱等の除去機能)</u></p>	<p>① 計測制御設備</p> <p>別表9に定める安全上重要なインターロック等 (上記(9)に該当するものを除く。)</p> <p>別表17に定める漏えい検知装置等</p> <p>② 冷却設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>プール水冷却系</p> <p><u>補給水設備</u></p>	<p>(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統</p> <p>冷却水系統等</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</p> <p>又はMS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (<u>熱的, 化学的, 核的</u>制限値等の維持機能)</p> <p><u>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱等の除去機能)</u></p>	<p>① 計測制御設備</p> <p>別表9 <u>1.</u>に定める安全上重要なインターロック等 (上記(9)に該当するものを除く。)</p> <p>別表17に定める漏えい検知装置等</p> <p>② 冷却設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>プール水冷却系</p> <p><u>(削除)</u></p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 15 / 31 )

	現 行		変更後	変更理由
	<p>その他再処理設備の附属施設</p> <p>安全冷却水系</p> <p>安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管</p> <p><u>精製施設</u></p> <p><u>注水槽</u></p> <p>気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備</p> <p>貯蔵室からの排気系</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁</p> <p>安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉の流下</p> <p>停止系までの冷却用空気を供給する配管</p>		<p>その他再処理設備の附属施設</p> <p>安全冷却水系</p> <p>安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備</p> <p>貯蔵室からの排気系</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁</p> <p>安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉の流下</p> <p>停止系までの冷却用空気を供給する配管</p>	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<p><u>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱等の除去機能)</u></p> <p><u>又はMS/影響緩和機能に係る支援機能 (燃料貯蔵プール等の水位の維持機能)</u></p>	<p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</u></p> <p><u>補給水設備</u></p>
PS/体系の維持機能 ( <u>しゃへい機能</u> )	<p>③ 上記④, ⑥, ⑩及び⑪以外で<u>しゃへい機能</u>を有する設備</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>チャンネボックス・バーナブルイン処理建屋の貯蔵室の<u>しゃへい設備</u></p> <p>ハル・エントピース貯蔵建屋の貯蔵プールの<u>しゃへい設備</u></p>	PS/体系の維持機能 ( <u>遮蔽機能</u> )	<p>③ 上記④, ⑥, ⑩及び⑪以外で<u>遮蔽機能</u>を有する設備</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>チャンネボックス・バーナブルイン処理建屋の貯蔵室の<u>遮蔽設備</u></p> <p>ハル・エントピース貯蔵建屋の貯蔵プールの<u>遮蔽設備</u></p>	
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (掃気機能)	<p>④ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管</p>	PS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (掃気機能)	<p>④ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管</p>	
MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)	<p>⑤ 別表18に定める漏えい液受皿 (プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備を除く。) から漏えい液を回収するための系統</p> <p>別表18に定める漏えいを回収する系統</p>	MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)	<p>⑤ 別表18に定める漏えい液受皿 (プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備を除く。) から漏えい液を回収するための系統</p> <p>別表18に定める漏えいを回収する系統</p>	
<u>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)</u>	<p>⑥ 上記⑩の安全保護系により保護動作を行う機器及び系統</p> <p><u>(追加)</u></p>	<u>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)</u>	<p>⑥ 上記⑩の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統</p> <p><u>高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により, 高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するイン</u></p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 16 / 31 )

現 行		変更後		変更理由
	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>可溶性中性子吸収材緊急供給系</u></p> <p>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p> <p><u>高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>(追加)</u></p>		<p><u>ターロック</u></p> <p><u>逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第2醗回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u></p>	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)</u>	<u>可溶性中性子吸収材緊急供給系</u>	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能 (火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</u>	<u>還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロック</u>	
	<u>(追加)</u>		<u>プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック</u>	
	<u>(追加)</u>		<u>高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</u>	
	<u>(追加)</u>		<u>建屋給気閉止ダンパ (分離建屋換気設備)</u>	
	<u>(追加)</u>		<u>建屋給気閉止ダンパ (精製建屋換気設備)</u>	
	<u>(追加)</u>		<u>固化セル隔離ダンパ</u>	
MS/安全上必須なその他の機能 (事故時の放射性物質の放出量の監視機能)	⑦ 主排気筒ガスモニタ	MS/安全上必須なその他の機能 (事故時の放射性物質の放出量の監視機能)	⑦ 主排気筒ガスモニタ	
P S, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑧ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記④)⑤)及び⑥)項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	P S, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑧ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記④), ⑤)及び⑥)項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	
P S, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑨ 上記③), ⑤)及び⑥)項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 廃ガス加熱器	P S, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑨ 上記③), ⑤)及び⑥)項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 廃ガス加熱器	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 17 / 31 )

現 行		変更後		変更理由
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 吸収塔の純水供給系 廃ガス洗浄器, 吸収塔及び凝縮器の安全冷水系 分離建屋換気設備 建屋給気閉止ダンパ 精製建屋換気設備 建屋給気閉止ダンパ 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル内クーラ 固化セル隔離ダンパ PS/安全上必要なその他の機能 (落下・転倒防止機能)	⑩ 高レベル廃液ガラス固化設備 固化セル移送台車	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 吸収塔の純水供給系 廃ガス洗浄器, 吸収塔及び凝縮器の安全冷水系 分離建屋換気設備 建屋給気閉止ダンパ 精製建屋換気設備 建屋給気閉止ダンパ 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル内クーラ 固化セル隔離ダンパ PS/安全上必要なその他の機能 (落下・転倒防止機能)	⑩ 高レベル廃液ガラス固化設備 固化セル移送台車	

(新規追加)

2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設

分類及び安全機能	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設
安全に係るプロセス量等の維持機能	別表9 2.に定めるインターロック等 冷却設備 精製施設 注水槽

別表9 安全上重要なインターロック等 (第32条関係)

保安上特に 管理を必要 とする設備	安全上重要な インター ロック等	設定値	適用さ れる状 態	設備に求め られる状態	左記の状態を満足していないと判断した 場合の措置		
					条 件	要求される措置	完了時間
燃料取出 設備	使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋天井クレーン のつりワイヤ、つり荷 を保持するためのブ レーキ、フックの脱落 防止金具、逸走防止の インターロック、電源 喪失時のつり荷の保 持機構、脱輪防止装置 *	(略)	(略)	左記の <u>安全上重要な</u> インター ロック 等が動作 可能である こと。	(略)	(略)	(略)

別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第32条関係)

1. 安全上重要なインターロック等

保安上特に 管理を必要 とする設備	保安上特に管理を必要 とする インター ロック 等	設定値	適用さ れる状 態	設備に求め られる状態	左記の状態を満足していないと判断した 場合の措置		
					条 件	要求される措置	完了時間
燃料取出 設備	使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋天井クレーン のつりワイヤ、つり荷 を保持するためのブ レーキ、フックの脱落 防止金具、逸走防止の インターロック、電源 喪失時のつり荷の保 持機構、脱輪防止装置 *	(略)	(略)	左記の <u>保安上特に 管理を必 要とする</u> インター ロック等 が動作可 能である こと。	(略)	(略)	(略)

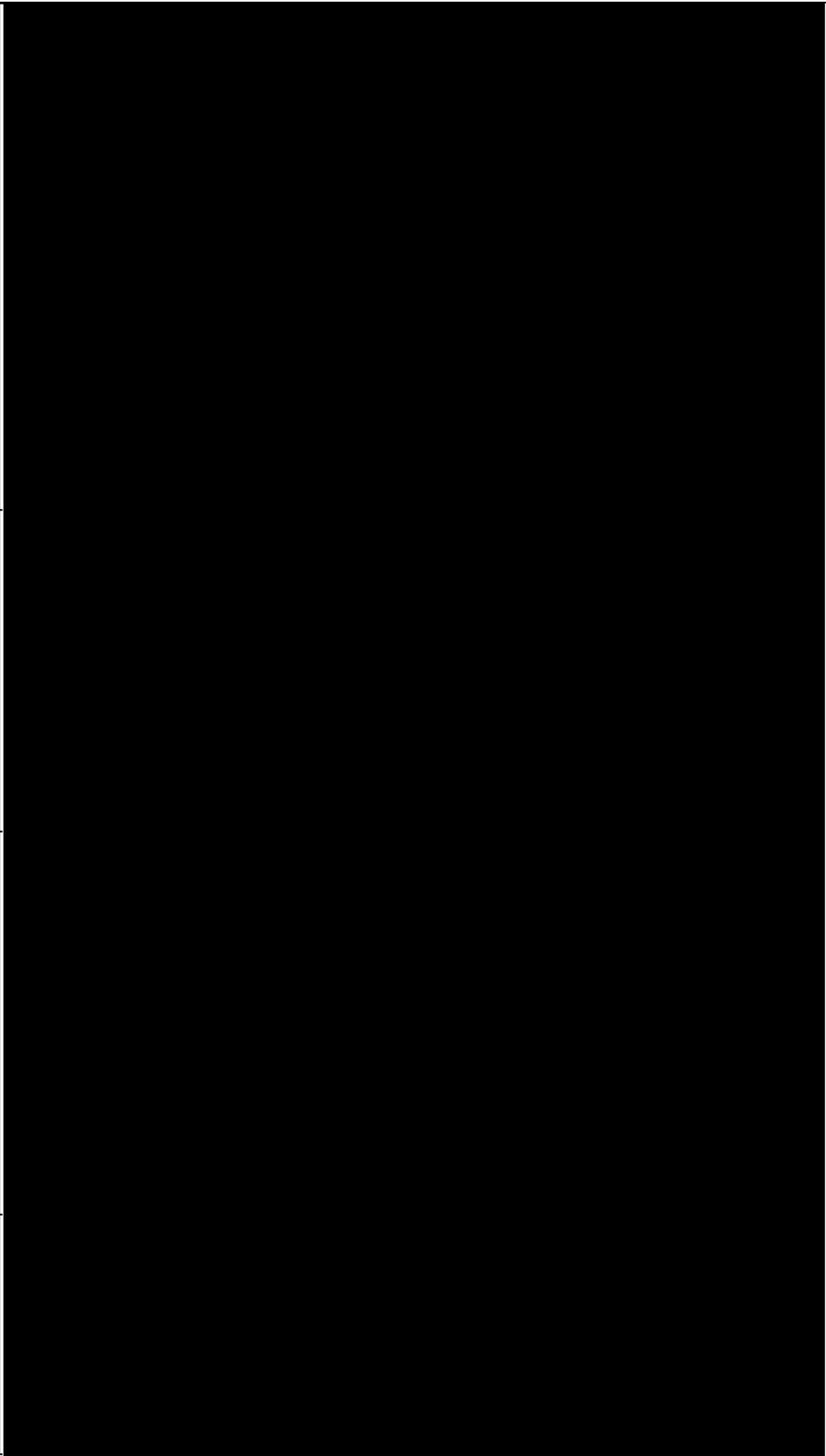
・安全上重要な施設  
と同等の信頼性を  
維持する施設の追  
加に伴う記載の適  
正化



再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 19 / 31 )

現 行								変更後								変更理由																		
安全冷却水系（使用済燃料の受入れ及び貯蔵用）	安全冷却水系膨張槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	(略)	(略)	2系列*7が動作可能であること。	(略)	(略)	(略)	安全冷却水系（使用済燃料の受入れ及び貯蔵用）	安全冷却水系膨張槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	(略)	(略)	2系列*5が動作可能であること。	(略)	(略)	(略)																			
	安全冷却水系膨張槽液位低により安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロック**	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		安全冷却水系膨張槽液位低により安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロック**	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
<p>*3：第49条第1項に基づく流量設定値。</p> <p>*4：この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することであり、「せん断及び溶解施設、分離施設、精製施設（ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備）又は脱硝施設（ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム脱硝設備）における再処理」とは、各々の施設（各々の設備）において使用済燃料からウラン又はプルトニウム（分離施設においてはプルトニウム）を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。</p> <p>*5：  <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> </p> <p>*6：重量高警報の作動範囲よりも低い値で作動するように設定する。</p> <p>*7：2系列とは、系統分離弁をしゃ断するインターロック及び安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロックをいう。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>								<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>*3：  <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> </p> <p>*4：重量高警報の作動範囲よりも低い値で作動するように設定する。</p> <p>*5：2系列とは、系統分離弁をしゃ断するインターロック及び安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロックをいう。</p> <p><u>2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持するインターロック等</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安上特に管理を必要とする設備</th> <th rowspan="2">保安上特に管理を必要とするインターロック等</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用される状態</th> <th rowspan="2">設備に求められる状態</th> <th colspan="3">左記の状態を満足していないと判断した場合の措置</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離設備</td> <td>抽出塔に供給する溶解液流量高により溶解液の供給を停止するインターロック</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置			条件	要求される措置	完了時間	分離設備	抽出塔に供給する溶解液流量高により溶解液の供給を停止するインターロック						
保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置																													
					条件	要求される措置	完了時間																											
分離設備	抽出塔に供給する溶解液流量高により溶解液の供給を停止するインターロック																																	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 20 / 31 )

現 行	変更後		変更理由
		<p><u>抽出塔に供給する有機溶媒流量低によりT B P 洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック</u></p>	
		<p><u>第1 洗浄塔洗浄廃液密度高によりT B P 洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック</u></p>	
		<p><u>補助抽出器の中性子計数率高により第2 洗浄塔から補助抽出器への洗浄廃液の移送を停止するインターロック</u></p>	
	<p><u>プルトニウム精製設備</u></p>	<p><u>注水槽液位低警報**</u></p>	
<p><u>* 6 : 第 49 条第 1 項に基づく流量設定値。</u>  <u>** : **を付した設備を除き、第 56 条第 1 項第 4 号及び第 60 条第 1 項の拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等に該当する。</u></p>			

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 21 / 31 )

現 行	変更後	変更理由																																				
<p>別表 29 受け入れる使用済燃料の種類 (第 64 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>濃 縮 度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間</u></td> <td><u>再処理施設に受け入れるまで：1年以上</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	濃 縮 度	(略)	<u>使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間</u>	<u>再処理施設に受け入れるまで：1年以上</u>	(略)		<p>別表 29 受け入れる使用済燃料の種類 (第 64 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>濃 縮 度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>冷却期間</u></td> <td><u>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上</u> <u>ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・U<sub>PR</sub>のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U<sub>PR</sub>未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	濃 縮 度	(略)	<u>冷却期間</u>	<u>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上</u> <u>ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・U<sub>PR</sub>のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U<sub>PR</sub>未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。</u>	(略)		<p>・再処理施設で扱う使用済燃料の冷却期間に係る要求の追加</p>																								
濃 縮 度	(略)																																					
<u>使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間</u>	<u>再処理施設に受け入れるまで：1年以上</u>																																					
(略)																																						
濃 縮 度	(略)																																					
<u>冷却期間</u>	<u>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上</u> <u>ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・U<sub>PR</sub>のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U<sub>PR</sub>未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。</u>																																					
(略)																																						
<p>別表 39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値 (第 86 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td><u>1.8 × 10<sup>16</sup></u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>4.3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td><u>1.7 × 10<sup>11</sup></u></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td><u>3.8 × 10<sup>9</sup></u></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td><u>2.1 × 10<sup>11</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放出管理目標値 (Bq/年)	H-3	<u>1.8 × 10<sup>16</sup></u>	I-129	4.3 × 10 <sup>10</sup>	I-131	<u>1.7 × 10<sup>11</sup></u>	その他核種		アルファ線を放出する核種	<u>3.8 × 10<sup>9</sup></u>	アルファ線を放出しない核種	<u>2.1 × 10<sup>11</sup></u>	<p>別表 39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値 (第 86 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td><u>9.7 × 10<sup>15</sup></u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>4.3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td><u>1.0 × 10<sup>11</sup></u></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td><u>3.6 × 10<sup>9</sup></u></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td><u>9.5 × 10<sup>10</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放出管理目標値 (Bq/年)	H-3	<u>9.7 × 10<sup>15</sup></u>	I-129	4.3 × 10 <sup>10</sup>	I-131	<u>1.0 × 10<sup>11</sup></u>	その他核種		アルファ線を放出する核種	<u>3.6 × 10<sup>9</sup></u>	アルファ線を放出しない核種	<u>9.5 × 10<sup>10</sup></u>	<p>・再処理施設で扱う使用済燃料の冷却期間に係る要求の追加</p>								
核 種	放出管理目標値 (Bq/年)																																					
H-3	<u>1.8 × 10<sup>16</sup></u>																																					
I-129	4.3 × 10 <sup>10</sup>																																					
I-131	<u>1.7 × 10<sup>11</sup></u>																																					
その他核種																																						
アルファ線を放出する核種	<u>3.8 × 10<sup>9</sup></u>																																					
アルファ線を放出しない核種	<u>2.1 × 10<sup>11</sup></u>																																					
核 種	放出管理目標値 (Bq/年)																																					
H-3	<u>9.7 × 10<sup>15</sup></u>																																					
I-129	4.3 × 10 <sup>10</sup>																																					
I-131	<u>1.0 × 10<sup>11</sup></u>																																					
その他核種																																						
アルファ線を放出する核種	<u>3.6 × 10<sup>9</sup></u>																																					
アルファ線を放出しない核種	<u>9.5 × 10<sup>10</sup></u>																																					
<p>別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値 (第 88 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Kr-85</td> <td><u>3.3 × 10<sup>17</sup></u></td> </tr> <tr> <td>H-3</td> <td><u>1.9 × 10<sup>15</sup></u></td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td><u>5.2 × 10<sup>13</sup></u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>1.1 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td><u>1.7 × 10<sup>10</sup></u></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td><u>3.3 × 10<sup>8</sup></u></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td><u>9.4 × 10<sup>10</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放出管理目標値 (Bq/年)	Kr-85	<u>3.3 × 10<sup>17</sup></u>	H-3	<u>1.9 × 10<sup>15</sup></u>	C-14	<u>5.2 × 10<sup>13</sup></u>	I-129	1.1 × 10 <sup>10</sup>	I-131	<u>1.7 × 10<sup>10</sup></u>	その他核種		アルファ線を放出する核種	<u>3.3 × 10<sup>8</sup></u>	アルファ線を放出しない核種	<u>9.4 × 10<sup>10</sup></u>	<p>別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値 (第 88 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Kr-85</td> <td><u>1.6 × 10<sup>17</sup></u></td> </tr> <tr> <td>H-3</td> <td><u>1.0 × 10<sup>15</sup></u></td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td><u>5.1 × 10<sup>13</sup></u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>1.1 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td><u>1.0 × 10<sup>10</sup></u></td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td><u>3.1 × 10<sup>8</sup></u></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td><u>7.5 × 10<sup>9</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	核 種	放出管理目標値 (Bq/年)	Kr-85	<u>1.6 × 10<sup>17</sup></u>	H-3	<u>1.0 × 10<sup>15</sup></u>	C-14	<u>5.1 × 10<sup>13</sup></u>	I-129	1.1 × 10 <sup>10</sup>	I-131	<u>1.0 × 10<sup>10</sup></u>	その他核種		アルファ線を放出する核種	<u>3.1 × 10<sup>8</sup></u>	アルファ線を放出しない核種	<u>7.5 × 10<sup>9</sup></u>	<p>・再処理施設で扱う使用済燃料の冷却期間に係る要求の追加</p>
核 種	放出管理目標値 (Bq/年)																																					
Kr-85	<u>3.3 × 10<sup>17</sup></u>																																					
H-3	<u>1.9 × 10<sup>15</sup></u>																																					
C-14	<u>5.2 × 10<sup>13</sup></u>																																					
I-129	1.1 × 10 <sup>10</sup>																																					
I-131	<u>1.7 × 10<sup>10</sup></u>																																					
その他核種																																						
アルファ線を放出する核種	<u>3.3 × 10<sup>8</sup></u>																																					
アルファ線を放出しない核種	<u>9.4 × 10<sup>10</sup></u>																																					
核 種	放出管理目標値 (Bq/年)																																					
Kr-85	<u>1.6 × 10<sup>17</sup></u>																																					
H-3	<u>1.0 × 10<sup>15</sup></u>																																					
C-14	<u>5.1 × 10<sup>13</sup></u>																																					
I-129	1.1 × 10 <sup>10</sup>																																					
I-131	<u>1.0 × 10<sup>10</sup></u>																																					
その他核種																																						
アルファ線を放出する核種	<u>3.1 × 10<sup>8</sup></u>																																					
アルファ線を放出しない核種	<u>7.5 × 10<sup>9</sup></u>																																					
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>添付 1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応</u> <u>並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u> <u>(第 29 条の 2 の 2、第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 29 条の 5 及び第 29 条の 6 関連)</u></p> <p><u>1 火災</u> <u>防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1. 1 から 1. 4 を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>1. 1 要員の配置</u></p>	<p>・火災発生時の体制の整備の追加</p>																																				

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 22 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p>(3) <u>事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</u></p> <p><u>a. 火災予防活動に関する要員</u>  <u>各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</u></p> <p><u>b. 初期消火要員</u>  <u>通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10 名以上を再処理事業所に常駐させる。</u></p> <p><u>c. 自衛消防隊</u></p> <p><u>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</u></p> <p><u>(b) 自衛消防隊は、10 班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</u></p> <p><u>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p><u>1. 2 教育訓練の実施</u>  <u>防災業務課長及び運転部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(1) 火災防護教育</u>  <u>防災業務課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</u></p> <p><u>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</u></p> <p><u>(2) 自衛消防隊による総合訓練</u>  <u>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 操作員に対する教育訓練</u>  <u>運転部長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</u></p> <p><u>a. 再処理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</u></p> <p><u>(a) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。）</u></p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 23 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</u></p> <p><u>(c) 火災感知設備</u></p> <p><u>(d) 消火設備</u></p> <p><u>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</u></p> <p><u>(f) 火災影響評価</u></p> <p><u>b. 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</u></p> <p><u>(4) 消防訓練</u></p> <p><u>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>1. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</u></p> <p><u>1. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</u></p> <p><u>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</u></p> <p><u>b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</u></p> <p><u>e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項</u></p> <p><u>(2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 火災が発生していない平常時の対応</u></p> <p><u>(a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。</u></p> <p><u>(b) 統括当直長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</u></p> <p><u>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 統括当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</u></p> <p><u>(b) 統括当直長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動</u></p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 24 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>c. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 統括当直長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</u></p> <p><u>(b) 統括当直長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p> <p><u>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</u>  <u>統括当直長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</u></p> <p><u>e. 消火活動</u>  <u>各職位は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>f. 防火監視</u>  <u>統括当直長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</u></p> <p><u>g. 可燃物の持込みと保管</u>  <u>各職位は、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</u></p> <p><u>h. 可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</u>  <u>統括当直長及び各課長は、再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</u></p> <p><u>i. 火気作業</u>  <u>各職位は、再処理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</u></p> <p><u>(a) 火気作業前の計画作成</u></p> <p><u>(b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p><u>(c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</u></p> <p><u>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p><u>(e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</u></p> <p><u>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</u></p> <p><u>(g) 火気作業に関する教育</u></p> <p><u>j. 化学薬品の取扱い及び保管</u>  <u>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</u></p> <p><u>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</u>  <u>管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u>  <u>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</u></p>	

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>m. 消火活動に必要な設備の管理</u>  <u>防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</u></p> <p><u>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u>  <u>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更にあたっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</u></p> <p><u>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u>  <u>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</u>  <u>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</u>  <u>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</u></p> <p><u>p. 外部火災に対する消火活動</u>  <u>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</u></p> <p><u>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u>  <u>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T E の入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</u></p> <p><u>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</u>  <u>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</u></p> <p><u>s. 再処理停止等の措置</u>  <u>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</u>  <u>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</u></p> <p><u>1. 5 定期的な評価</u>  <u>(1) 各職位は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</u>  <u>(2) 防災業務課長は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に 1 回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>(3) 事業部長は、(2) の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u>  <u>工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及</u></p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 26 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2 溢水</u></p> <p><u>技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>2. 1 要員の配置</u></p> <p><u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>2. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>2. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</u></p> <p><u>2. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 継続的な肉厚管理</u></p> <p><u>保修担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</u></p> <p><u>b. 溢水発生時の現場等の確認</u></p> <p><u>統括当直長は、配管の想定破損による溢水、地震力による溢水及びその他溢水が発生した場合においては、現場等を確認する。</u></p> <p><u>c. 溢水発生後の排水作業</u></p> <p><u>統括当直長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</u></p> <p><u>2. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、2. 1から2. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術課長は、2. 1から2. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、溢水の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備の追加</p>
	<p><u>3 化学薬品漏えい</u></p> <p><u>技術課長は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備とし</u></p>	<p>・溢水及び化学薬品漏えい発生時の体</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 27 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>て、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3. 1 要員の配置</u>  <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>3. 2 教育訓練の実施</u>  <u>(1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、化学薬品漏えい対応全般（評価内容並びに化学薬品漏えい経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的に実施する。</u>  <u>(2) 運転部長は、操作員に対して、化学薬品漏えい発生時の操作、作業リスクに応じた保護具の装着等操作員の安全確保に係る対応等に関する教育訓練を定期的に実施する。</u></p> <p><u>3. 3 資機材の配備</u>  <u>各職位は、化学薬品漏えい発生時に使用する資機材を配備する。</u></p> <p><u>3. 4 手順の整備</u>  <u>(1) 各職位は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u>  <u>a. 継続的な肉厚管理</u>  <u>保修担当課長は、化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</u>  <u>b. 化学薬品漏えい発生時の現場等の確認</u>  <u>統括当直長は、配管の想定破損による化学薬品漏えい、地震力による化学薬品漏えい及びその他の化学薬品漏えいが発生した場合においては、現場等を確認する。</u>  <u>c. 化学薬品漏えい発生後の回収</u>  <u>統括当直長は、化学薬品漏えいが発生した場合、回収等を行う。</u></p> <p><u>3. 5 定期的な評価</u>  <u>(1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u>  <u>(2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>3. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u>  <u>工場長は、化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>  <u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料</u>  <u>の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>制の整備の追加</p>
	<p><u>4 火山活動のモニタリング等</u>  <u>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p>	<p>・火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 28 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>4. 1 要員の配置</u>  <u>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>4. 2 教育訓練の実施</u>  <u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>4. 3 手順の整備</u>  <u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u>  <u>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u>  <u>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u>  <u>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</u>  <u>(a) 対象火山の選定</u>  <u>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</u>  <u>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</u>  <u>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</u>  <u>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</u>  <u>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</u>  <u>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</u></p> <p><u>4. 4 定期的な評価</u>  <u>(1) 土木建築技術課長は、4. 1から4. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</u>  <u>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u>  <u>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</u></p>	
	<p><u>5 火山影響等及び降雪発生時</u>  <u>技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p>	<p>・火山影響等発生時の体制の整備の追加</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>5. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</u></p> <p><u>5. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(2) <u>運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(3) <u>管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(4) <u>各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第 1 非常用ディーゼル発電機、第 2 非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>5. 3 資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</u></p> <p><u>5. 4 手順の整備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 降下火砕物の侵入防止</u></p> <p>(a) <u>統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p>(b) <u>統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</u></p> <p><u>b. 降下火砕物及び積雪の除去作業</u></p> <p>(a) <u>管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施する。</u></p> <p>(b) <u>統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</u></p> <p><u>また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。</u></p>	

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 30 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策</u></p> <p>(a) <u>統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p>(b) <u>安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。</u></p> <p><u>d. 降灰の再処理施設への影響確認</u></p> <p><u>管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</u></p> <p><u>管理担当課長及び保守担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>5. 5 定期的な評価</u></p> <p>(1) <u>各職位は、5. 1から5. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p>(2) <u>技術課長は、5. 1から5. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>(3) <u>事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置 <sup>*</sup>について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>*：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</u></p>	
	<p><u>6 地震</u></p> <p><u>技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1から6. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>6. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>6. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(2) <u>運転部長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p>	<p>・その他自然災害発生時の体制の整備の追加</p>

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 31 / 31 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>6. 3 資機材の配備</u> 各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p><u>6. 4 手順の整備</u> <u>(1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u> <u>a. 波及的影響防止</u> <u>(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</u> <u>(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をいい、耐震Sクラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下4つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。</u> <u>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</u> <u>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</u> <u>イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u> <u>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u> <u>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u> <u>b. 地震発生時の再処理施設への影響確認</u> <u>管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>6. 5 定期的な評価</u> <u>(1) 各職位は、6. 1から6. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u> <u>(2) 技術課長は、6. 1から6. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> <u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</u> <u>工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	
<p><u>添付1</u> 長期施設管理方針 (第79条関連)</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき <u>保守</u> 管理項目はなし</p>	<p><u>添付2</u> 長期施設管理方針 (第79条関連)</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき <u>施設</u> 管理項目はなし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・誤記修正</li> </ul>